

平成 29 年度 第 1 回市川市入札監視委員会会議録

午後 4 時 10 分 開会

川村委員長 平成 29 年度第 1 回入札監視委員会を開会します。

議題 (1) 平成 29 年度入札・契約制度の改正について、説明してください。

契約課長 平成 29 年度入札・契約制度の改正は「労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認について」の 1 件です。

制定の内容は、本市が発注する建設工事における品質の確保及び労働条件の向上により労働者の確保・育成の推進を目的として、労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認について必要な事項を定めるものです。

制定の背景として、平成 26 年度より実施している「社会保険労務士の労働条件審査」も試行後 3 年目を迎え、これまで対象となった 7 社に対しての審査結果は、いずれも「概ね良好」との報告をいただいております。一定の成果が得られているものと考えています。その一方で、労働条件審査では、元請業者のみを審査対象としているため、審査の範囲が限定的であること、また、労働者への適正な賃金水準による賃金の支払状況については審査対象外であることから、下請業者を含めた全ての施工業者に対して、賃金台帳等の提出を求め、確認を行うものです。

なお、調査基準価格を下回った価格で契約した建設工事に対して実施する理由として、低入札価格による契約では、労働者の賃金にしわ寄せが行く可能性が高いため、この点について適正な支払いが行われているかを確認するものです。

今般の改正については、4 月 1 日以降に発注する建設工事から適用しています。

川村委員長 入札・契約制度の改正について質問はありますか。

染野委員 全ての施工業者が対象となりますか。

契約課主幹 低入札価格による契約の施工業者が対象となり、市の指定する工事期間中に従事する下請業者全てを対象としています。

川村委員長 施工業者に対して提出を求める書類は、賃金台帳のほかどのような書類がありますか。

契約課主幹 試行要領に規定する「様式 2 号 労働者賃金支払報告書」や給料明細の他、一人親方の場合には、元請業者との請負契約書などの提出を想定しています。

川村委員長 審査は社会保険労務士が行いますか。

契約課主幹 審査は契約課で行います。

川村委員長

議題（２）平成 28 年度下半期の入札案件の審議に移ります。

平成 28 年度下半期の発注状況及び競争参加資格停止について報告してください。

契約課長

審議対象案件は、平成 28 年度下半期に契約した設計金額が 1 千万円以上のものです。

建設工事は 77 件で、内訳は価格による一般競争入札が 69 件、このうち総合評価による一般競争入札が 3 件、随意契約が 8 件です。

建設工事に関連する業務委託は 26 件で、内訳は一般競争入札が 22 件、随意契約が 4 件です。

発注工事の平均落札率は、建設工事の一般競争入札が 93.88%、このうち 3 件が総合評価で 95.05%でした。

業務委託の一般競争入札の平均落札率は 81.41%でした。

この期間において、低入札価格調査の対象は 3 件あり、内訳は建設工事が 2 件で、平均落札率は 76.98%、業務委託が 1 件で、落札率は 69.41%でした。

次に、平成 28 年度下半期の競争参加資格停止状況について報告します。

審議対象期間に資格停止を行ったものは 16 件で、事業者数は延べ 32 社です。

資料番号 1 の佐川急便株式会社は、本市発注の業務委託において、落札したにもかかわらず、契約辞退を申し出たため、3 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 2 の東部産業株式会社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に違反したとして、千葉県から産業廃棄物収集運搬及び産業廃棄物処分業等の許可取消しの行政処分を受けたため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 3 の 6 社は、東日本高速道路株式会社が発注する災害復旧工事の受注にかかる入札談合事件について公正取引委員会から排除措置命令を受けたため、3 か月及び 6 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 4 の株式会社ナカボーテックは、支店長が変更になっているにもかかわらず、水道局が行った入札において旧支店長名を記載していた事実が判明したため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 5 の千葉ニチレキ株式会社は、代表者を変更したにもかかわらず、変更の届出を行わないまま、水道局が発注した業務委託において旧代表者名で契約したため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 6 の株式会社エフワンエヌは、屋上防水工事において、作業員の死亡・負傷事故を起こし、労働安全衛生法違反及び業務上過失致死傷により罰金刑の略式命令を受け、刑が確定したため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 7 の 6 社は、東日本高速道路株式会社が発注する災害復旧工事の談合事件において、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため、3 か月及び 6 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 8 の株式会社北総プランニングサービスは、本市発注の業務委託において、落札したにもかかわらず、契約辞退を申し出たため 3 か月の資格停止処分を行ったものです。

資料番号 9 の日通商事株式会社は、所長が変更になっているにもかかわらず、千葉

県警察本部会計課が行った入札において、旧支店長名を記載して入札・契約等を行っていた事実が判明したため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 10 の東亜建設工業株式会社は、国土交通省発注の地盤改良工事において、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせたこと等により、国土交通省から営業停止処分を受けたため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 11 の 2 社は、社員が大阪大学との共同研究において、大阪府警等に贈賄容疑で逮捕されたため、2 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 12 の開成工業株式会社の元東北営業所長は、山形県警に贈賄容疑で逮捕されましたが、新たに公契約関係競売入札妨害罪で山形地検に起訴されたため、資格停止期間を 3 か月から 6 か月に変更し、処分を行いました。

資料番号 13 の株式会社日立オートサービスは、オートバイに必要な点検・整備及び検査を実施せず、自動車検査証の更新手続きを行っていたとして、国土交通省から指定自動車整備事業の指定の取消し等の行政処分を受けたため、1 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 14 の 5 社は、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器にかかる談合事件において、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、3 か月及び 6 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 15 の 2 社は、中部電力株式会社が発注する特定ハイブリッド光通信装置及び特定伝送路用装置の納入にかかる談合事件において、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、3 か月及び 6 か月の資格停止処分を行いました。

資料番号 16 の渡辺パイプ株式会社は、施設園芸用施設の建設工事にかかる談合事件において、公正取引委員会から排除措置命令等を受けたため、6 か月の資格停止処分を行いました。

染野委員	市川市が発注した案件はどれですか。
契約課長	本市発注の案件は資料番号 1 と 8 の 2 件です。
川村委員長	今期において随意契約の件数が多い理由は何ですか。
契約課長	(仮称) 新第 2 庁舎、及び北市川運動公園建設にかかる付帯的な工事について、本体工事を請け負う企業と随意契約した事例が多かったためです。
川村委員長	資料番号 12 の開成工業株式会社は、資格停止期間を 3 か月から 6 か月に変更されています。処分が重くなるという事例はよくあることですか。
契約課長	あまり事例はありませんが、稀にあります。

【審議案件１：（仮称）市川市新第１庁舎新築工事】

- 染野委員 一般競争入札ですが、入札が１社のみであった理由を説明してください。また、（仮称）市川市新第１庁舎新築電気設備工事、（仮称）市川市新第１庁舎新築給排水衛生設備工事、（仮称）市川市新第１庁舎新築空気調和設備工事と４つの工事に分離した理由を説明してください。
- 新庁舎建設課長 地元業者の受注機会の確保と育成の観点から、また建物完成後の維持管理にも、地元業者がいることで速やかな対応が見込めるメリットもあることから、市内業者を加えた特定ＪＶ方式を採用しています。
- この建築ＪＶの代表構成員の条件として、鉄道近接工事や免震工事の実績を付加したところ、全国レベルで約２０社を確認し、また、市内業者の条件としてＡランクとしたところ、１７社が該当すると判断しました。
- 一般競争入札で公告しましたので複数の入札参加を期待していましたが、結果、１社のみであり、これについての原因は分かりません。
- 次に、４つの工事に分離した理由について、国から以前より「公共工事の円滑な施工確保について」の通知があり、地域の建設業者の受注機会確保の観点から、極力分離発注を行うこととしています。市川市においても、可能な限り分離発注を基本としているため、今回もそれに合わせたものです。
- ちなみに、新第２庁舎建築工事では、建築・電気・機械設備の３つの工種に分離して発注しましたが、今回の新第１庁舎建設工事は、新第２庁舎の約３倍の規模であることを考慮し、機械設備については空調設備と給排水設備に分離し、結果的に４つの工事として発注しました。
- 染野委員 分離発注した中で、（仮称）市川市新第１庁舎新築給排水衛生設備工事については、予定価格を上回ったため不調となり随意契約を結んでいます。
- 契約を急ぐということもあったのでしょうか。
- 新庁舎建設課長 １度の公告で２度の入札ができますが、本件は２度とも予定価格内の入札がなかったため、不調となりました。
- 分離発注している上、４工種とも議会に諮る案件で、スケジュールを合わせて発注していたことから、施工業者が決まらないと工事全体のスケジュールに影響が出ると判断し、関係者と協議の上、随意契約を締結することとしたものです。
- 染野委員 見積りの結果、予定価格を下回ったということでしょうか。
- 新庁舎建設課長 はい、予定価格を下回り、随意契約を締結したものです。

【審議案件 2：市川第 4-4 処理分区実施設計業務委託（2805）】

- 染野委員 40 社の多数の入札がありました。入札額が最低制限価格と同額のものが 14 社ありました。その理由を説明してください。
- また、他の 8 案件についてもこれと同様の入札状況がみられます。その理由を説明してください。
- 河川・下水道建設課長 当課の実施設計委託の積算は、公益財団法人日本下水道協会が発行する「下水道用設計標準歩掛表」を基に積算を行っており、この図書は、一般販売されています。また、実施設計業務委託の設計単価についても、公表している「千葉県積算基準」の設計単価編を採用しています。
- さらに、公告時の閲覧図書には、参考として設計条件項目表が付されており、各項目での補正条件も明確に決まっていることから、応札者が市の積算価格を正確に算出することは可能な状況にあると思われます。
- また、最低制限価格についても、「市川市最低制限価格制度に関する要綱」が公表されており、要綱を読み取りますと最低制限価格の算出方法が明示してあることから、応札者が積算価格を基に最低制限価格を正確に算出することは可能な状況にあると考えられます。
- 従いまして、応札者が積算歩掛をよく研究し、かつ市の要綱を良く把握した上で最低制限価格を算定して、その算定した最低制限価格で業務を実施できると判断すれば、その価格で応札することも十分にありえると思われます。
- また、他の 8 案件についても、本件と同様の実施設計業務委託であることから、入札価格も同様の結果となったと推察しています。
- 栗林委員 入札に際して、事業者の積算業務は、おおむねどの位の時間を要するものですか。
- 河川・下水道建設課長 おそらく、1 週間はかからないと思われます。
- 川村委員長 予定価格に対して 70～80%の入札額が多い中、1 社だけ、対予定価格 100%の会社があり、不思議に感じます。どのように考えますか。
- 河川・下水道建設課長 おそらく、最低制限価格の金額では採算が取れないと判断した結果であると思われます。

【審議案件 3 : (仮称) 北市川運動公園整備工事】

- 栗林委員 5 億円を超える、市川市としては巨額の公園整備工事です。4 社の入札があり、1 社が辞退、2 社は予定価格を超過し失格となり、結果として武内建設株式会社が 99.91% の高率で落札しています。本件は巨額なので、地方財政の観点から、市川市の事業者が受注するのが望ましいが、本件の入札に関する業者選定条件及び、一般競争入札とした理由を説明してください。
- また、付帯事項として、5 億円の財源措置に補助金が出ていれば分かる範囲で教えてください。
- 川村委員長 今期の建設工事の中でも、高額な一般競争入札による案件ですが、入札状況の結果では「入札額」が辞退会社を除く 3 社の対予定価格率がいずれも 100% に極めて近い率でした。入札状況に何ら不審な点等、問題はなかったですか。
- スポーツ課長 本件の入札に関する業者選定条件について、土木一式工事の格付等級が A ランクの、市内に本社・本店を置く事業者を対象として入札を実施しました。
- 一般競争入札とした理由ですが、本件は、平成 28 年 6 月に総合評価一般競争入札で公告しましたが、当該敷地内で先行して施工していた基盤整備工事において、湧水の発生や地盤が想定以上に軟弱だったため、工期の変更や追加工事が必要であると判断し、公告の取り下げを行いました。
- その後、必要な事務手続きを経て 12 月議会へ付すため、再度 9 月に公告しましたが、限られた期間内で入札を執行するために一般競争入札としたものです。
- 財源措置については、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、1 億 6,500 万円の活用を見込んでいます。
- 入札額については、積算基準、積算単価等が公開されており、また、設計書も公開されている状況であり、市の積算価格をある程度、正確に算出することは可能であると考えています。こうした状況において、積算や発注手続きは適正に執行されたものであり、不審な点や問題点は無いと考えています。
- 栗林委員 辞退した事業者は、入札前の辞退でしょうか、それとも入札後の辞退でしょうか。
- 契約課主幹 本件は、電子入札を採用し、公告から開札まで全て電子システム上で行っています。事業者は入札参加申請したものの、入札期間中にシステム上で辞退の届出を行いましたので、入札前の辞退となります。
- 栗林委員 本件は土木一式工事ですが、建築一式工事に比べて土木一式工事の方が、事業者は市の設計金額を推計しやすいのでしょうか。
- 契約課主幹 一般論として、建築一式工事は、材料の種類が多いため、単価の誤差が積み重なった場合は、市の設計金額との誤差が生じやすいといえます。土木一式工事は、作業の種類が少ない単純なものもありますが、技術的難易度（施工段取りの複雑さ、現地条件による制約、又は特殊工法の有無等）が、市の設計金額との誤差に影響します。従って、市の設計金額の推計し易さは、工種の違いではかるより、工事内容によって推測するべきものと思われます。
- 川村委員長 予定価格は、いつ、誰が、どのように決めているのでしょうか。
- 契約課主幹 工事については、所管課で予定価格を積算し、金額に応じて、所管課長、あるいは

所管部長等の決裁で予定価格調書を作成しています。所管課は、開札日前日までに予定価格調書を契約課に持参し、開札日に入札を執行するという流れとなっています。

【審議案件 4：市川市立塩浜学園建替工事設計業務委託】

- 栗林委員 事後審査型一般競争入札のプロセスを説明してください。それから、30 社の入札がありました。15 社が失格判定基準価格を下回り失格しています。本件のような建築設計コンサルタントには、各社のノウハウが蓄積されていることが予想されますが、失格した 15 社がすべて赤字覚悟とは思えません。現在の本件積算根拠を示していただくと同時に、一般の工事と異なり本件のような建築設計コンサルタントでは特殊性を考慮する必要性が若干あるように思います。積算根拠が市場メカニズムに不適合となっているのではないのでしょうか。
- 川村委員長 参加者 30 社のうち、失格が 15 社で半分が失格判定基準価格以下の状況でした。失格判定基準価格は妥当でしたか。また、失格判定基準価格の決め方に何か基準はありますか。
- 契約課長 積算根拠と業務の特殊性についての質問は設計監理課で、事後審査型一般競争入札の審査プロセス及び失格判定基準価格の妥当性等については、契約課で説明します。
- 設計監理課長 積算根拠についてですが、現在の設計委託料の算出については、平成 21 年国土交通省告示第 15 号において定められた「官庁施設の設計業務等積算要領」に基づいて算出しています。
- 算出にあたっては、計画建築物の用途、延べ床面積、その他追加業務を選定することで、設計委託料が算出されることとなっています。
- 業務の特殊性に関する質問について、約半数の事業者が失格判定基準価格を下回っていることから、委託料の算出には特殊性を考慮すべきという趣旨だと思います。
- 「官庁施設の設計業務等積算要領」では、建築物の用途ごと、設計難易度に基づく経費率が設定されています。今回は、標準的な設計用途の小中学校という分類に基づき委託料を算出しています。ちなみに難易度の順列的には複雑な設計が必要とされる公共施設として公民館や保育園、福祉施設等が高い難易度として設定されていますが、今回は小中学校ということで、低い難易度、低い経費率の部類で算出されています。
- このような中、結果として多くの入札参加者が失格判定基準価格を下回っている要因を考えると、小中学校という特殊性の無い公共施設であることから、各設計事務所にはこれまで相応の蓄積されたノウハウがあることが予想され、その実績や経験値から、より低価格での入札が可能となったと推定されます。
- 契約課長 事後審査型一般競争入札の制度的な内容について説明します。事後審査型は、初めに入札に参加しようとするもの全社に入札をしてもらい、予定価格の範囲内で最低制限価格を提示した者を落札候補者として決定し、その候補者についてだけ、入札参加資格を審査するという入札方式です。
- 入札参加資格の審査プロセスについてですが、落札候補者になった事業者に対し、公告文に規定する「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」を満たすことを証する書類として、「落札候補者となった場合の提出書類」の提出を求めます。
- 落札候補者となった事業者は提出書類を、市川市事後審査型一般競争入札実施要領第 15 条に基づき、開札日翌日までに設計監理課に提出します。この提出書類をもとに、設計監理課及び契約課にて入札参加資格の審査を行い、いずれも資格ありと判断

した後で落札者の決定となります。

次に、失格判定基準価格の妥当性及び基準の有無について説明します。

失格判定基準価格の算定基準については、「市川市低入札価格調査制度に関する要綱」の別表第2に割合を定めています。この割合は、国の基準に準拠して定めていますので、失格判定基準価格の設定は適正であると考えています。

なお、入札参加者の半数が失格判定基準価格を下回った理由として、本件業務は実績要件を付けて発注しましたので、発注対象を全国に広げたことと、高額な業務委託であるため事業者の入札参加意識を高め、入札競争性が高まった結果であると考えています。

川村委員長 以上で平成29年度第1回入札監視委員会を閉会します。

午後5時25分閉会